

外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所 サンコート

管 理 運 営 規 程

社会福祉法人 江原恵明会

目次

第1章 目的及び運営の基本方針

(目的)

(基本方針)

(事業所の名称等)

第2章 職員の職種、職務内容及び員数

(職種及び職務内容)

(員数)

第3章 入居の定員、サービス内容及びその費用

(入居の定員)

(外部サービス利用型共同生活援助サービスの内容)

(費用の額とその説明と同意)

第4章 入居にあたっての留意事項及び退去

(入居にあたっての留意事項)

(退去)

第5章 緊急時及び非常災害対策

(緊急時の対応)

(非常災害対策)

第6章 苦情受付とその解決、支援体制及び虐待防止

(苦情受付・窓口の設置)

(公的機関への協力)

(運営適正化委員会)

第7章 その他運営についての重要事項

(職員の資質の向上)

(秘密の保持)

(諸記録の整備と保存)

(重要事項の公開掲示)

(その他)

第1章 目的及び運営の基本方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 江原恵明会（以下「事業者」という。）が設置するサンコート（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うこととし、提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価の実施により、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対するサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業の実施にあたっては、前3項の他、厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンコート
- (2) 所在地 岡山県津山市津山口 309-2
- 2 事業に供する共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 住居 1
 - ① 名称 赫赫荘
 - ② 住所 岡山県津山市一方 219-11
 - (2) 住居 2

- ① 名称 イーエスヒルサイド
- ② 住所 岡山県津山市津山口 309-2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1、管理者 1名

事業所の運営並びに職員の管理を統括し、法令等の遵守をさせるとともに事業所業務の遂行と全職員の指導監督を一元的に行う。

その他、業務分掌表のとおり。

2、サービス管理責任者 1名

利用者の心身の状況、その置かれている環境等応じて利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう定期的な検討を行い、必要な相談や援助を適切かつ効果的に行う。

その他、業務分掌表のとおり。

3、世話人 5名以上

利用者の日常生活の指導、助言、相談、援助を行う。

その他、業務分掌表のとおり。

- 2 前項の他、必要に応じてその他の職員を配置することができる。また、世話人については、基準省令で定める範囲内で、常勤職員に代え非常勤職員を配置することがある。

(受託居宅介護サービス事業者等)

第5条 受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 オリーブ
- (2) 所在地 岡山県津山市一方 140

第3章 入居定員、サービス内容及びその費用

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は住居1及び住居2、それぞれ20名及び9名とする。

- 2 事業所は、前項の定員及び居室の定員を超えて利用者を入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりと

する。

- (1) 精神障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(障害者福祉サービス(外部サービス利用型指定共同生活援助)の内容)

第8条 事業所は、地域において共同生活を営むのに支障がない障害者に対し、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うものとする。また、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 事業所は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に供する費用のうち、家賃及び共用部分の電気代、水道代(居室を含む)、電球・トレットペーパー等日用品費、修繕費として、赫赫荘利用者についてはそれぞれ29,000円及び8,500円、イーエスヒルサイドについてはそれぞれ30,000円及び10,500円を毎月受領するものとする。
なお、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものについては利用者本人負担とし、利用者本人において相手先に支払いをすることを原則とする。ただし、利用者の希望がある場合であって、事業者が承諾したときは、事業者は、これらに係る費用を利用者から預かり、相手先に支払うことができるものとする。
- 4 事業者は、前各項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 6 事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する利用者に対して、直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものについては、その便益に要した費用の支払

いを求めることができるものとする。

- 7 第6項の規定により、支払いを求める際には、当該費用の支払いを求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものとする。

第4章 入居にあたっての留意事項及び退去

(入居にあたっての留意事項)

第10条 入居サービスを利用するにあたって、利用者は過度の飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(退居)

第11条 事業者は利用者が次の各号の一に該当する時は、必要機関と協議の上その者を退去させることができる。

- 1、喧嘩、暴行、脅迫、窃盗その他集団の秩序を乱す行為があった場合。
- 2、しばしば規則を破り職員の指導に従わなかった場合。
- 3、火気の取扱いを粗雑にした場合。
- 4、事業所内での賭博、その他これに類似の行為をした場合。
- 5、事業所及び自室の整理整頓、清潔保持を怠り、環境衛生に関して施設に協力しない場合。
- 6、悪性の疾病や感染のおそれがあるため他の利用者に禍を及ぼすおそれがある場合。
- 7、建物、備品、その他の器具を破損させ、又は持ち出し或いは持ち出そうとした場合。
- 8、その他、事業所に入居することが不相当と認めた場合。

第5章 緊急時及び非常災害対策

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に

備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、年 2 回以上避難・救出訓練を行うものとする。

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えるものとする。

- 2 事業所は、利用者（障害児）の障害の状態及び地域の自然的・社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害想定の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知するものとする。

- 3 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。

- 4 事業所は、非常災害時における利用者（障害児）等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

- 5 事業所は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援（受入れ）に努めるものとする。

第 6 章 苦情受付とその解決、支援体制及び虐待防止

（苦情解決）

第15条 事業者は、提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、障害者総合支援法第 48 条の規定により、県又は市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力するとともに、県又は市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(支援体制の確保)

第16条 事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、障害者支援施設等との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決制度の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

2 事業者は虐待の通報があった場合は速やかに区市町村に通報するとともに、通報内容の事実確認を行い、迅速に対応するものとする。

第7章 その他運営についての重要事項

(個人情報保護)

第18条 事業所は、利用者（障害児）又はその家族から当該利用者に係る指定（サービス名）の提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるよう配慮するものとする。

第20条 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとと

もに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

- 5 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成21年5月1日から一部改正する。

この規程は、平成22年2月1日から一部改正する。

この規程は、平成22年12月1日から一部改正する。

この規程は、平成24年12月1日から一部改正する。

この規程は、平成25年6月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年4月1日から一部改正する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正する。